

# 農業しちよる

発行/山口市農業委員会  
編集/広報委員会



阿東徳佐 田植えばやし「はやしだ」

## 主な内容

「農の道」カギは相互理解と連携 2P

農業委員会制度・農地制度が  
変わりました！ 3P

農業者の奮闘  
農地を守る！ 地域を守る！ 4・5P

酪農家もガンバっちゃうよ ..... 6P  
わが家の6次産業化

農業委員地区担当表 ..... 7P

知っていますか？農地法 ..... 8P  
編集後記



# 「農の道」カギは相互理解と連携

## 農業委員会活動をめぐる情勢と課題

農業委員の選出方法が、公選制から市長による任命制に変更され、これまで、任意の業務とされていた農地集積や遊休農地の発生防止、解消の業務が、必須の業務となり、農業委員会組織はじまって以来の大改革が実行されました。

新法の適用となった農業委員会では、農業委員の定数を半減し、委員に代わり現場で活動する「農地利用最適化推進委員」（以下「推進委員」という。）が新設されました。

しかしながら、農業委員と推進委員との役割、及び任務分担など、二人三脚を可能にする一体的な推進体制が不透明なため、現場の連携が不十分なままです。

## 私たちが目指すべき農業・農村は？

農業は、地方の重要な雇用の場であるため、国が推進する「地方創生」と農業振興は深い関係にあります。

農業を足腰の強い産業としていくための「産業政策」と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための「地域政策」を車の両輪とする必要があります。

こうした政策の基盤となる農業ビジョンを農業委員会、JA等の関係組織が一丸となって完成させ、地域の自治会とも連携し地域ビジョン策定の原動力となることが重要です。

農業従事者の高齢化に伴い、農村社会の再構築は、喫緊の課題です。農

業生産は、食料の生産であると同時に、国土の保全行為であることを広く周知し、理解者の裾野を広げることは、農業振興に向けた課題解決の一步と考えられます。

## 食料自給率向上には優良農地の確保

政府は「食料・農業・農村基本法」のもと、新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定しましたが、平成27年度食料自給率（カロリーベース）は6年連続で39%でした。しかも、生産現場では、高齢化と人口減少により、条件不利な農地が加速度的に耕作放棄されていきます。TPPへの参加は、これに拍車をかけます。



農業委員の農地利用状況調査

基本計画を推進するためには、将来にわたって「活かすべき農地（守るべき農地）」を明確にした上で、生産性の向上と維持・管理するための農地の大区画化・汎用化等の基盤整備が不可欠となります。そうしなければ、政府の「改訂・農林水産業・地域の活力想像プラン」での、「2023年までに、担い手への農地集積8割の目標を達成」は困難だと思われれます。

## 活力ある地域づくりに向けて

高齢化、人口減少が進む農村部にあって、農村社会全体で農村資源（森林、農地、農道、水路等）を管理し、多面的機能を維持していることから、大規模経営の育成に加えて家族経営、小規模農家も地域づくりに欠かせない担い手です。

「水積りて川を成す。」優良農地を大規模農家に集約すると同時に、小規模農家を切り捨てていくのではなく、どのような活躍が出来るかを考えるべきです。

このため、小規模農家のための法改正も必要ではないでしょうか。大阪府の準農家制度（小規模農家の育成制度）のような多様な担い手の育成に行政が携わるなど、集落間ネットワーク、法人間連携など、あらゆる人的、物的資源の交流と活用が、今一番求められているのではないのでしょうか。そのための仕掛人こそが農業委員、推進委員です。



農地(田)の汎用化(水稲と大豆の作付け)

## 改正農地法の課題

今回の農地法改正では、農業の6次産業化等の推進を通して経営発展を促進していくために、農地を保有できる法人の要件を緩和するとし、3ページのような改正がされました。

6次産業化による販売、加工を取り入れることにより、足腰の強い法人にしていくという意図は理解できますが、そこから先の展望が見えてきません。

今後TPP参入で、自由競争に耐えうる農業にしようとしても、解決策とはならないでしょう。

農産物は、自然条件、特に気象条件に左右されやすく、供給過多になれば価格は暴落し、供給が少なければ価格高騰が起きます。

そのため、多面的な機能を持つ農業が持続的に発展していくためには、EU諸国で農家に対して行われている最低価格保障・農業者の収入の保障・農村振興政策の対策を日本でも講じる必要があると思います。

今回の改正で、企業の農業参入がより緩和されることになりましたが、現存の農業法人にとって、法人経営の発展につながるかどうか疑問が残ります。



法人組合員が農地を耕起

# 平成28年4月から農業委員会制度・農地制度が変わりました!

農業委員会は、農地法等に基づく農地転用等の許認可事務のほか、「担い手への集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」に積極的に取り組んでいくことが農業委員会等に関する法律に義務業務として位置づけられました。改正の主な内容は、下記のとおりです。

## 1 農業委員会等に関する法律の改正について

### (1) 農業委員会の事務の重点化(平成28年4月から)

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進(遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用集積、新規参入の促進)に関する事務を行います。

農業委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないこととなっています。

### (2) 農業委員の選出方法の変更(山口市は平成30年8月から)

- ・選挙制度から、市長が議会の同意を得て任命する方法になります。(推薦を受けた者と応募した者から選出)
- ・農業委員の過半数は認定農業者となります。
- ・女性や青年を積極的に登用します。
- ・農業分野以外の者で、利害関係がない者を1人以上選出します。

●山口市では、定数49人から24人以下の体制に変更となります。

### (3) 農地利用最適化推進委員の新設(山口市は平成30年8月から)

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に取り組む体制を強化するため、農業委員とは別に、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行う農地利用最適化推進委員を委嘱します。(推薦を受けた者と応募した者から区域ごとに選出)

#### 具体的業務

- ・人・農地プランなど、地域の農業者等の話し合いを推進します。
- ・農地の「出し手」・「受け手」へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行います。



- 山口市において、新しい制度に移行するのは平成30年8月1日からとなります。それまでの間、経過措置として現在の農業委員体制が継続することとなります。

## 2 農地法の改正について

農業の6次産業化等の推進を通して経営発展を促進していくために、農地を保有できる法人の要件を緩和します。改正の主な内容は、下のとおりです。

### ○農地を所有できる法人(農地所有適格法人)の要件等の見直し

- ・呼称の変更 「農業生産法人」→「**農地所有適格法人**」
- ・議決権要件の緩和 農業関係者以外の保有できる議決権は、総議決権の1/4以下→**1/2未満**
- ・役員の農作業従事要件の緩和  
役員の過半数が農作業に従事→**役員又は重要な使用人(農場長等)の内、1人以上が農作業に従事**

# 農業者の奮闘

# 農地を守る！地域を守る！

## ◆黒潟地区、結の心で法人化

川東地区 徳永 芳夫

黒潟地区(秋穂)では、昭和57年、排水事業が完成。その後、基盤整備の話が出ては消えの繰り返しでした。

平成23年、秋穂の農業を考える会を有志で立ち上げ、平成24年8月、秋穂(黒潟開作)圃場整備推進協議会規約をつくり、基盤整備に向け取り組みが本格化しました。

換地、営農についてのアンケートの結果、高齢化に伴い、担い手不足が今後の農業の大きな課題として見え、法人の設立も並行で取り組み、地区1法人で皆様の同意を得ることができました。



平成28年7月には、黒潟地区法人設立準備協議会設立総会を行いました。また、基盤整備の本工事につきましても、28年水稲収穫後、着手が決まっています。

基盤整備事業は、4年後の平成32年度完成が予定されています。

このことにより、遊休農地の解消、担い手への農地集約、農作物の計画的な栽培促進が行われます。これらの事業を通して、地域での助け合いの心、結(ゆい)の心が戻ってくることを願っています。

## ◆海隅(かいご)の町にきた法人

川西地区 長尾 悟

私の住んでいる阿知須は、山口市の最南端で宇部市とも隣接している海隅の町です。広大な干拓地があり世界的なイベントも開催されます。

縦横5キロばかりの比較的狭いところに、農事組合の4法人と5軒以上の大型農家6世帯で、およそ243畧の水稲を作付けていました。

そこに、8年前本社が新潟県で、米の生産を主に行う株式会社「あぢすき」がやって来ました。

当時、私は、農地の規模拡大をしようとしていたところ

でしたので、よそからの来訪者に対しては、冷遇せざるを得ませんでした。また、各農家



も、あまり強烈な御意見は言われないうのですが、私同様歓迎していないお気持ちがあったのではないかと思います。今、「あぢすき」では、農地中間管理機構を利用しておよそ10畧の水稲を作付けている模様です。

さて、月日が経ち、農家の現状は以前にも増して厳しく、後継者はおらず、少し辺境だと受け手も嫌がる傾向にあり、結局、農地の荒廃化が進行している状況です。

そう言う私も80歳に手が届くようになり、近年、農地の耕作を嘆願にあがらねばならない時期になっています。「あぢすき」は、38歳のT君が50馬力のトラクターと8条の田植機で頑張っています。県外から来てこの地に定住し、農業への真摯な態度、その意欲は賞賛に値し、彼の「担い手」としての活躍を期待しているところです。

(※海隅・海のはし・すみっこ)

## ◆薬草栽培で雇用の確保

阿東地区 河村 吉人

篠生地区(阿東)の農事組合法人志農生(しのぶ)の里は、平成23年12月に設立し5年が経過しました。設立時より秋から冬の農閑期の仕事がないので社員を雇用することが困難でした。何かないかと検討しているところに市

農林政策課より薬草の試験栽培を募っているとの情報があり、平成27年から参加することになりました。

薬草名は婦人薬の主成分の当帰(トウキ)、筋肉の疲労性鎮痛剤などに使われる芍薬(シヤクヤク)です。当帰は、育苗1年、移植1年、計2年で収穫ができ、10月下旬から11月初旬に根を掘り起こします。それを稲のようにほたけかけにして、2月まで乾燥し、ほどよく乾燥したら土を落とし、63℃のお湯でもみ洗いをし、

さらに4月まで乾燥して出荷となります。芍薬は植え付けから4年間栽培します。収穫等の経験がまだありませんが、当帰と同様に根っこが収穫物となります。

これら薬草栽培を通して、米の収穫後の農閑期にも農作業が発生し、雇用も見込めるようになりました。

平成29年度より、いよいよ当帰は、契約栽培となりますので、法人関係者一致団結していい物を生産したいと頑張っています。



▲当帰(トウキ)

### ◆田んぼの生き物調査

徳地地区 藤井 美佐子

「このしつぽの細長い虫は、なんちゅう虫かね。」「糸トンボのヤゴじゃ。」  
徳地堀の藤永保芳さんの有機栽培田でおじさん、おばさん達の楽しそうな声がします。

とくちエコ農法研究会(平成17年発足、現在会員18名・エコやまぐち農産物、主として水稲をエコ100・エコ50に取り組んでいる)が毎年行う田んぼの生き物調査の風景です。



今年は、7月12日小雨の中で実施し、益虫・害虫・その他15種類以上の生物が確認でき、オタマジャクシやクモもたくさんいました。オタマジャクシが蛙になる頃には、クモと共に稲の害虫駆除に奮闘し、我々農家の心強い手助けをしてくれると期待しています。

研究会では、豊かな生態系を維持できるエコ100・エコ50の取り組みが、安心・安全な農産物の生産を支えるため、今後も頑張っていきます。

#### ※エコ100

前作の収穫後から収穫調整までの期間に、化学農薬・化学肥料を不使用し生産した農作物。

#### ※エコ50

前作の収穫後から収穫調整までの期間に、化学農薬の使用回数・化学肥料の窒素量を県基準から50%以上低減。

### ◆都市近郊農地で受託組合を結成

山口・鴻南地区 藤村 守

大歳地区は、農地転用による住宅戸数が増え、年々都市化が進んでいます。管内では農家の高齢化と米価の低迷で、農地を預かって欲しいという声が増えました。そこで、J・A山口中央大歳支所を事務局として、地域の農業者有志と県、市、農業委員会で協議を重ね、平成27年3月に大歳地区の農地衰退を防止することを目的として、「大歳農作業受託組合」を結成しました。

初年度は、委託農家38戸で、水稲作付面積10.5ha、ほ場100枚に達し、ひとめばれ、日本晴、ヒノヒカリを作付けしました。

しかし、農地は未整備田であり、各々のほ場の状況も把握できない中、手探り状態でスタートし、トラクター、田植機等の作業機械は、組合員の持ち寄り、作業効率も上がりませんでした。加えて、水路も長く、一部土溝で水あて作業も一苦労も一苦労もありました。そんな中、秋には市の担い手組織育成事業の補助を受け大型コンバインを導入し、効率化に取り組みました。初年度は、残念ながら予想を下回る収量となり、事業所得も赤字となりました。天候不良による作況指数97%が主な要因と思いますが、雑草対策と土づくりに課題が見えてきたので、水田刈跡に、雑草対策として除草剤を、土づくり対策として土壌改良資材を投入しました。

大歳地区は農業振興地域外の農地が多く、また個人での機械投入には資金がかかることから、経営的に地域農業を継続していくことの難しさが再度実感されました。

2年目の今年は、委託農家46戸、作付面積15ha、ほ場136枚になりました。組合員は、「農地を守る」ことが地域の活性化につながることに。との一心で日々の作業にあたっておられます。理想だけでは農地も地域も守れず、当組合が大歳地区の担い手組織として存続するには、地元農家の協力と各団体の支援が不可欠です。



### ◆みんなの輪「大内ふれあい市」

北部地区 中川 恵美子

イチゴ、トマト、ハウス栽培のメロン、露地野菜と市内では有数の野菜どころであった大内地域ですが、15年位前より生産者の高齢化と共に宅地化が急増し、農地は虫食い状態となり生産力も落ち込んできました。

そんな中、農家所得の安定向上と地域住民との交流、地域農業の活性化を目標に平成15年、J・Aの指導のもと約100名の生産者で「大内ふれあい市」出荷組合を設立しました。世帯数7、500戸、人口2万人、山口市一番のマンモス地域であり、消費者に恵まれた

直売所です。

毎年6月、地元小学校の2、3年生が学習の一環としてふれあい市を訪れます。「大内の町探検」として施設等見学、地域の人に話を聞いたり質問をしたりする活動を通じ自然や人とのふれあいを深め自分達の町の良さに気付くことができます。

ふれあい市の歴史、生産者の仕事内容、野菜の種類、どんな野菜が売れるのか、値段は、と質問は続きます。生産者の幼少時代の農業の様子、めずらしい種や苗の話をするのも興味深く聞かれます。先生の「次はお母さんと来てみてください」に「くるよー」と子供たちの大きな声が響きます。

こうした食農教育の中で、ふれあい市の野菜を使った学校給食、また食卓で食べる野菜への関心が変わっていくのかなと、先生の熱心な教育に感謝しています。

私たちも子どもたち同様、好奇心を持ち、生命を育ませ、都市農業を守る行動を続けていきたいと考えています。

農業が大きな変動の時期をむかえています。都市化が進む中で、新鮮で安心・安全な野菜を生産し、ふれあい市と共に地域農業の活性化につなげていければと思います。



# 酪農家もガンバっちよるよ！ わが家の6次産業化

名田島地区 土井 和子さん

私が名田島に嫁いで早40年。実家がみかん農家だったので名田島開作の土地の広さに驚く日々でした。段々畑のみかん畑と違って、軽トラックのサイドブレーキをかけない平坦地。海の側なのに海の見えない淋しさを、夕日の美しさが心を和ませてくれました。



嫁いだ昭和49年には8頭でしたが、54年に牛舎を建てかえ今では、ホルスタイン・ジャージー・和牛の全25頭がいます。

酪農は、平成3年に、「酪農ヘルパー制度」が出来て安心してヘルパーさんをお願いして家を空けることが出来るようになりましたが、それまでは、毎日朝早く牛の世話をし、休みの無い作業でした。

牛は、生後15カ月で種付し、2才で親となります。ここで大変な事は、初めて

分娩して搾乳をするときです。搾乳機を使って搾るのですが、牛が恐がって搾乳機を付けさせてくれず、ここでの調教に一苦労します。

また、今までで辛かった事は、「えそ」と言う病気で、元氣だった牛が、たった半日で目の前で死んだ事でした。命の誕生という感動の瞬間も味わいますが、死も隣り合わせで、生死にはいつも直面しています。気を付けていないと病気に気がつかず大変な事になります。

酪農に携わっている今、子どもたちに食育活動として、小学校に牛をつれていき「ふれあいモウモウスクール」を開催しています。命の大切さや牛が私たちに与えてくれる牛乳等の話をします。



わが家は、名田島では唯一の酪農家です。平成8年に長男が県立農業大学校を卒業し、就農。平成20年に経営を委譲しました。

経営規模は大きくないのですが、義父主人、息子と三代続くこの「牛飼い」という仕事を営んで行きたいと考えています。そして、息子の経営参加を得て、6次産業化を模索しました。

牛乳豆腐を使ったチーズケーキ作りを契機に、平成19年に工房を作り本格的に6次産業化が始まりました。その中で、牛乳たっぷりのシュークリームの開発には苦労しました。

本を読みあさり、農作業の合間をぬって、田んぼの中の工房に通い、何度も失敗し、満足のできる商品を、お店に並べようと、試行錯誤を繰り返しました。

なかなか思うような出来栄えにならなかったシュークリームが、ある方のアドバイスで商品に仕上がりました。

手作りですので、大量にお店に並べることは出来ないのですが、主人や息子の



応援を得て、シュークリームをお客様に届けています。

これからも、自分の宝である「牛乳」を使った新たな商品が生み出せないか、日々努力して行きます。

「ちちを飲んでガンバロー」  
山口県酪農青年女性会議・山口県酪農乳業協会・やまぐちの農林水産物需要拡大協議会主催



イベントで山口県産牛乳の試飲やミルクゼンざいの試食など受め、これからの需要拡大に力を注いでいる土井さん（山口県酪農農業協同組合山口地区組合女性部）です。

私が取材にお邪魔した時に1頭の出産まじかな雌牛が……。今日、明日に生まれてもおかしくないと辛そうな様子でしたが、無事に子牛が生まれて、土井さんは子育てと同様に子牛育てに日々頑張っておられます。

取材：川西地区 山根伊都子

山口市農業委員会委員地区担当表

(平成28年7月1日～)

地区協議会名	農業委員名	担	当	地	区
北 部	伊藤 利宗	仁 保		揚山、金坪、大島、一之瀬、北河内、高島、坂本、松柄、原河内、一貫野	
	安野 正純	仁 保		井開田東、井開田西、高野東、高野西、両浴、仁保市、野上、土井、高松、丸山、東園、深野	
	木原 義則	宮 野		全域	
	重宗 哲美	小 鯖		1区、2区樋ノ口、小鯖2区向山、3区、4区、5区、上鯖山、13区	
	小野 基之	小 鯖		7区、8区、9区、10区、11区、12区、14区、15区、16区、17区、18区	
	岡本 公一	大 内		大内畑、菅内、小野、問田、姫山団地、下千坊、中矢田、茅野神田、矢田南	
	中川恵美子	大 内		高芝、大道、長野、宮ノ馬場、殿河内、氷上、矢田北	
	荒瀬 澄枝	大 内		上千坊、中村、千坊北、下矢田、御堀、宮島町	
山口・鴻南	徳本 優	山 口		大殿・白石・湯田	
	片山 潤之	吉 敷		全域	
	藤村 守	大 歳		全域	
	田中 忠通	平 川		全域	
	中村 敏	平 川		全域	
川 東	海地 博志	陶		全域	
	長廣 実	鑄 銭 司		市道岡線・岡大道線・今宿東河原線の北側	
	綾城 初江	鑄 銭 司		市道岡線・岡大道線・今宿東河原線の南側	
	浅原 利夫	名 田 島		向山上、向山中、向山下	
	神田 一夫	名 田 島		新開作東、新開作西、新開作沖、昭和東、昭和西	
	武安 馨	名 田 島		東開作、西開作上、西開作下、島上、島下	
	中川 晴吉	秋穂二島		上田、大里、長浜、岩屋、禰宜、幸田、仁光寺	
	藤原 敏郎	秋穂二島		二島、南、惣在所	
	原田 好子	秋 穂		西天田、宮ノ旦、下村、中野、東天田	
	徳永 芳夫	秋 穂		黒湯北、黒湯南、加茂、浦東、祇園町、金山領、西青江、先青江、中道、花香南、花香北	
勝本 紘	秋 穂		大河内北、大河内南、天神町、浜中、北条、中条、井南、浜内、小浜、赤崎、日地		
川 西	渡邊 輝男	嘉 川		嘉川・江崎	
	益富 嘉男	嘉 川		深溝	
	山根伊都子	佐 山		国道190号線の東側	
	中村 浩美	佐 山		国道190号線の西側	
	恒富 竹司	小 郡		全域	
	長尾 悟	阿 知 須		飛石、砂郷、浜、阿知須浦、鴨生原、小古郷、岩辻、岩西前、岩前、岩上、岩西	
	松崎 宏紀	阿 知 須		赤迫、浜表、杖川、野口、井関、引野、大坪	
	長尾 進	阿 知 須		焼野、青畑、源河、河内、旦北、旦東、旦西、岡	
中戸 茂盛	阿 知 須		仙在、向井関		
徳 地	末常 衛	串		鯖河内・串	
	藤井美佐子	島 地		上村	
	藤岡 犠臣	島 地		藤木・島地・山畑	
	藏重 秀雄	出 雲		深谷・小古祖・堀(才谷、関、旭、堀、本町、西川、伏野上、伏野下、中村、須路上、須路下)	
	安田 敏男	出 雲		伊賀地・岸見・堀(上佐、上佐団地、上庄方、下庄方、漆尾、開作、二の宮)	
	永松 之生	八 坂		引谷・船路・八坂(サッカー広場の北側)	
	田戸 洋志	八 坂		三谷・八坂(サッカー広場の南側)	
國長 廣治	柚 野		柚木・野谷		
阿 東	河村 吉人	篠 生		篠目・生雲東分	
	河原 健次	生 雲		生雲西分・生雲中・蔵目喜	
	中山 隆之	地 福		全域	
	金子 哲昌	徳 佐		徳佐上・徳佐中(水戸、片山、坂手、東畑、原山)	
	渡邊 吉祐	徳 佐		徳佐中(羽波、上市東、上市西、駅通、栄町、中市、下市、小南、貞行、丸山、平丸、上宇津根、下宇津根)・徳佐下	
佐々木慶市	嘉 年		全域		

# 知っていますか？

## 農地法



### 農地を転用するとき

#### ■農地の転用とは

田や畑または果樹園などの農地を、宅地などの農地以外の目的に使用することをいいます。

#### ■転用には許可が必要です

農地を転用するには、農業委員会の許可を受けなければなりません。許可を受けないで転用したり、許可の内容と異なる目的に転用した時には、厳しい罰則が定められており、原状回復を含めた是正指導が行われることがあります。

#### ■転用する前には

##### ご相談ください

補助金が交付されていたり、納税猶予を受けている農地を転用する場合は、補助金返還が生じたり、納税の義務が生じることもあります。

転用する場合は、農業委員や農業委員会事務局にご相談ください。

### 農地の利用意向調査にご協力ください

農地法の改正により、一昨年から、遊休農地（現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地）を所有される方等に、農地の利用意向調査を実施することとしています。11月末頃に調査票を送付する予定です。

法で定められた調査ですので、お手数ですが、調査票にご記入の上、返送又はご連絡をお願いいたします。

回答がない場合、農業委員会が、農地を有効活用するために、農地中間管理機構との協議を「勧告」すると定められています。

勧告がされた農地は、固定資産税の課税強化の対象農地になります。

なお、山林化した農地は、申請による「非農地証明」を発行することで、農地から除外できる場合もありますのでご相談ください。

## 農業者年金に加入しませんか

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

- 国民年金第1号被保険者
- 年間60日以上農業に従事
- 60歳未満

- あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

### 農業者年金の6つのポイント

- 積立て方式で安心
- 加入・脱退も自由
- 保険料はいつでも変更できる
- 農業の担い手には保険料補助
- 保険料は全額社会保険料控除
- 終身年金80歳までの死亡一時金あり

## ちよひよお得なお話し！

### 国民年金付加年金

農業者年金に加入すると、国民年金の付加年金に加入しなければなりません。加入すると月額400円を国民年金保険料に算出して納付します。受給時には納付月数×2000円の金額を毎年、老齢基礎年金に算出して受給できます。付加年金制度は2年間で掛金の元が取れる終身年金です。

(例)30歳から60歳まで付加年金をかけた場合(30年間)360ヶ月)  
 総掛金/400円(月額)×  
 360ヶ月=144,000円  
 受給年額/360ヶ月×  
 2000円=72,0000円

農業者年金に関するお問い合わせは、農業委員会事務局またはJAへ

## 編集後記

農業者の高齢化・担い手不足は、深刻な状況となっております。それに追い討ちをかけるように平成29年度産米を最後に、直接支払い交付金が廃止されようとしています。

政策支援の廃止は、米の生産縮小だけでなく、農業・農村の持つ「多面的機能」の低下・停止を意味します。食料確保と環境保全のためにも、支援の充実が欠かせません。農村現場の声は、なぜ、政府まで届かないのでしょうか。「農業しちよる」を編集しながら、不満が募る日々が続きます。なお、第4号発行に、ご尽力いただいた浅原前広委員長、山根前広委員にお礼申し上げます。

### 広報委員会

委員長	佐々木 慶市
副委員長	藤岡 儀臣
岡本 公一	
藤原 忠通	
田中 敏郎	
長尾 敏	
中村 好子	
原田 好子	



### 表紙写真について

5月15日(日)米どころの阿東徳佐上「願成就温泉」横の田で、豊作祈願の踊りとして地元へ伝わる田植えばやし「はやしだ」を徳佐小学校児童と徳佐はやしだ保存会のみなさんが、披露されました。

問い合わせ先：農業委員会事務局/電話.083-934-2882